

「一般用医薬品の販売ルール等について」に対する意見

一般社団法人 新経済連盟 2013年9月20日

0. はじめに

- 行政による事業規制は、必要最小限にとどめるべきである。
- ルール化するにあたっては、他の販売方法とのバランスを考慮すべきであり、一方にだけ著しく厳しいものにすべきではない。
- ルール化にあたって、それぞれの項目が法律、省令、ガイドラインなどどのレベルで定められるものなのか、明確化すべきである。
- 厚生労働省は、法律、省令、ガイドラインなどの原案を作成次第、構成員に回付し、意見を聴取すべきである。
- スイッチ直後品目等28品目についても、一般用医薬品であることから、本作業グループでその販売ルールを具体的に検討すべきである。

1. 冒頭の文章について

第4段落について、以下のように修正すべきである。

一般用医薬品の郵便等販売については、本年1月の最高裁判所の判決以来、第1類医薬品の具体的な販売ルールが曖昧な状況が続いている。

本作業グループのとりまとめを踏まえ、規制が合理的かつ必要最小限のものとなっているか、各販売方法におけるルールとバランスが取れたものとなっているかを考慮したうえで、店頭販売、インターネット販売、電話販売その他の郵便等販売における具体的な医薬品の販売ルールについて制度的な対応が講じられることを望むとともに、本作業グループで議論されなかった配置販売についても、同様の観点から具体的なルールの検討および制度的検討がなされることを望むものである。

理由①： 一般用医薬品の郵便等販売は、1月の最高裁判決以前も、第1類以外については、経過措置も含めて認められていた。1類以外について「ルールが曖昧」と言うのであれば、それは改正薬事法施行以降ずっと曖昧だったという結論になる。また、郵便等販売はネット販売に限らない。

理由②： 制度的対応が求められるのは、インターネット販売に限らない。店頭販売についても新たな義務化や販売方法の明確化がなされる部分がある。電話販売については表示や掲示についてどうするのかの検討が必要である。

理由③： 規制には合理性が求められること、他の販売方法とのバランスが考慮されるべきであることは最高裁判決の趣旨からも重要なことである。

理由④： 配置販売も消費者に一般用医薬品を販売する方法であることに変わりはなく、他の販売方法に求められることが同様に求められるべきである。

2. 【専門家数の基準】(P3)について

薬事監視のためのテレビ電話の設置義務付けには反対である。

理由： 監視であれば開店時間に直接店舗に赴けばよく、実店舗が閉店していてもネット販売の営業時間内に立ち入りで監視をすればよいのであって、テレビ電話がなければ薬事監視ができないとは考えられない。

3.【第1類の販売の流れ】(P4)について

現在の1往復半の義務付けには反対であり、以下のように修正すべきである。

ウ 提供された情報を理解した旨等の連絡(購入者→専門家)

※ 提供された情報を理解した旨、再質問・他の相談はない旨の連絡

※ 使用者の状態等の確認によって薬剤師が必要と判断した場合に限る

理由： 使用者の状態等によって薬剤師が必要と判断した場合に返信を待つべきであることは否定しないが、店頭で口頭だけで「はい」と返事をするのと、ネットでメールなどを用いて「はい」と返信するのには、購入者側の手間やかかる時間に大きな違いがある。店頭において理解したことを確認する署名などを求めず口頭だけで済むのに比して、使用者の状態等に特段の問題がないと薬剤師が判断した場合にまで、ネットで消費者からの再返信を待たなければいけないとするのは、バランスを失する。

4.【オークション形式での販売の禁止等】(P6)について

④を以下のように修正すべきである。

医薬品はその特性から、競り売りが販売方法としてなじまないほか、オークションサイトでは販売後に違反業者を特定することが困難な場合があることから、オークション形式での販売は禁止することとする。

理由： オークションは「不必要な商品の購入を促す」性質のものではなく、意味が通じない。

5.【販売記録の作成】(P6)について

○インターネット販売に販売記録の作成を義務付けることには反対である。

理由： 店頭販売だけ販売記録が不要で監視員が実際に見に行ったときだけ確認できればいいという結論はバランスを著しく失する

○②を以下のように修正すべきである。

薬事監視の実効性を高める観点から、行政とインターネットモール運営事業者、プロバイダ等は、情報提供や違法情報の削除等について、協力体制を構築していくこととする。

理由： 自主的な取組みや協力は惜しまないが、インターネットモール運営者だけを取り上げ、その協力について義務や努力義務を法令で定めるのは納得できない。

6. 【優良認証】について

優良認証の仕組みは不要である。

理由： 許可を受けてルールを守った上で販売している店舗について、何をもって「優良」とするのか不明確であり、行政機関が関係することで所管官庁の権益拡大のツールとして利用されかねない。

以上